

相談までの流れ



1 電話か窓口でいずれかに予約

- 市民総合相談室
(市役所本庁舎2階)
TEL 049-262-9025
- 市民相談コーナー「オアシス」
(大井総合支所1階)
TEL 049-256-7871



2 職員が次のことを伺います。

- ①相談者の住所・氏名・連絡先
※対象は市内在住・在勤・在学の人
- ②相談内容
相続関係(手続き・税金など)、
離婚(親権・養育費・婚費)、家庭内の問題、ご近所トラブルなど
- ③相談希望日時・場所
※相談内容や予約状況などで異なります。
※調停中や裁判中の案件で、すでに弁護士や司法書士などの専門家に依頼している場合は、相談を受けられません。



3 相談日までの準備

- ①相談のポイント
メモなどにまとめる
 - ②契約書など関係資料が
あれば用意する
- ※相続に関する相談は、親族関係が分かる簡単なメモもご用意ください。



4 相談日当日

予約時間の5分前までに、市民総合相談室または市民相談コーナー「オアシス」の各窓口へお越しください。



NEW!

大井総合支所の 市民相談コーナー「オアシス」で 新しい相談を始めました

●行政書士による 休日開庁生活総合相談

平日の来庁が難しい人向けに、休日開庁日に相談窓口を開設しています。ぜひご利用ください。

日時 毎月最終の日曜日 午前9時～正午

●弁護士による 離婚に関する法律相談

民法等の一部を改正する法律(父母の離婚後等の子の養育に関する見直し)が施行されました。離婚問題に精通した弁護士による相談を開設しています。

日時 第2水曜日午後1時30分～4時30分



あなたの「今やるべきこと」を 一緒に整理します

市民相談専門員
青木 環さん
(特定行政書士・申請取次行政書士)



相談内容としては、家族の相続や将来に備えるための遺言についての相談が中心です。また、近隣関係のお悩みなども時折あります。

相談時間は30分と限られているうえ、初対面の方ばかりですので、まずはリラックスしてお話しただけの雰囲気大切にしています。説明の際には、できるだけその場で理解していただけるように、専門用語をできるかぎり減らしてお伝えします。

終了後に「話を聞いてもらえて気持ちが楽になった、安心した。」と言っていただけることが、相談員としてやりがいを感じる瞬間です。

お話しいただくことで、ご相談者の課題が明確になり、今やるべきことや、思考・気持ちを整理するお手伝いが少しでもできればと思っております。どうぞお気軽にご相談ください。

良かったに



困ったを

解決のヒント、
一緒に見つけませんか?

日々の暮らしの中でふと沸き起こる悩みや不安。どこに相談すればいいかわからず、ひとりで抱え込んでいませんか。市民総合相談窓口は、あなたの「困った」を「良かった」に変えるための最初の場所です。専門の相談員があなたの声に耳を傾け、解決へのヒントを一緒に探します。プライバシーは厳守しますので、どうぞ安心してご相談ください。

市民総合相談室 (TEL 049-262-9025)

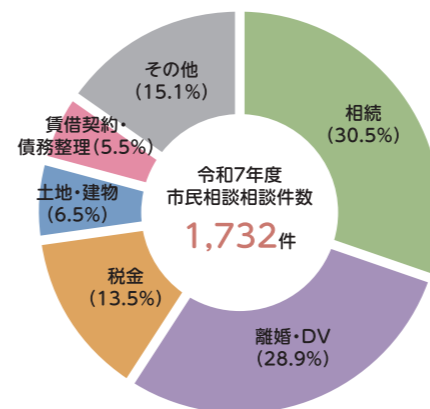


多種多様な相談メニューをご用意

市民総合相談室では、法的なトラブルや家庭内の困りごとなど、日常生活のさまざまな問題や悩みの相談を受けています。最近では、相続や終活の問題など暮らしの安全・安心に関わる相談、高齢者を狙った悪質な消費者被害や債務整理相談が増えています。

令和7年度の相談件数は **1,732** 件

内訳は左のグラフのとおりです。相談種別、場所、日時などは、毎月市報の「各種相談」のページに掲載していますが、詳しくは市ホームページをご覧ください。



消費生活センターのご案内

消費生活相談 消費者の味方、188(いやや)

消費生活相談とは、皆さんが商品を買ったり、サービスを利用したりする際に発生したトラブルや疑問について、専門の相談員が解決のためのお手伝いをする窓口です。

「契約したけれど解約したい」「身に覚えのない請求が来た」「商品を使ったら怪我をした」など、「消費者(買う側)」と「事業者(売る側)」の間に生じた問題が対象です。個人間のトラブルや事業者の相談はお受けできません。

相談方法は、来所(面談)か電話になります。相談は無料で、秘密は厳守します。困ったときは、早めにご連絡ください。

相談では、主に次のようなお手伝いをします。

- ①トラブル解決のための法律知識や、具体的な交渉方法の「アドバイス」
- ②同様の被害事例や、最新の悪質商法の手口の「情報提供」
- ③相談者自身での解決が難しい場合、事業者との交渉を手伝う「あっせん」



多重債務相談

消費生活センターでは、消費者金融などの業者からの借金返済などで困っている人の相談も受けています。法律相談の弁護士と連携して、借金の整理と今後の生活の再建に向けたアドバイスを行います。

相談の際は持参していただく資料などがありますので、事前に電話で相談予約をしてください。



- 「格安お試し」のつもりが定期購入だった
- ネットで検索したロードサービスが高額だった
- 自転車の幼児座席が破損して子どもがケガをした
- 分電盤無料点検のはずが高額な契約に
- 断っても強引な勧誘が続く

そんなときはお電話ください

■ふじみ野市消費生活センター
TEL 049・263・0110

相談日時 月～金曜日午前10時～正午、午後1時～4時
対象 市内在住・在勤・在学の人
準備するもの 契約書、領収書、やり取りしたメールや画面のスクリーンショットなど

■消費者ホットライン
TEL 188(いやや)

ガイダンスに従って郵便番号などを入力することで、お住まいの地域の市区町村や都道府県の消費生活センターへ自動的につながります。
※ナビダイヤルの通話料が発生します。



DV(配偶者暴力)や女性のための相談案内

配偶者暴力相談支援センター

市では、DV(ドメスティック・バイオレンス)被害者の支援のために、「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」に基づき、配偶者暴力相談支援センターを市民総合相談室に設置しています。センターでは、配偶者からの暴力の防止および被害者等の保護のため、さまざまな支援をしています。



支援内容

- ・相談や相談機関の紹介
- ・緊急時の安全を確保するための相談
- ・自立生活のための情報提供と援助
- ・保護命令制度の利用についての情報提供と援助
- ・保護施設利用についての情報提供と援助

女性のためのDV・総合相談

DV(ドメスティック・バイオレンス)の被害や女性が抱えるさまざまな悩みの相談を受けています。お気軽にご相談ください。

社会福祉士や精神保健福祉士、公認心理師など専門の資格を持つ女性の相談員が対応します。

- 近所、職場などの対人関係のこと
- 夫などからの暴力のこと
- 性暴力、性被害のこと
- 夫婦、親子、嫁姑など親族間のこと
- 結婚、離婚、または異性間のこと

私たち女性相談支援員は、あなたの安心とこれからの一緒に考えるパートナーです。
「もっと早く相談すればよかった」というお声をよくいただきますが、私たちは「今日お話しできてよかった」という気持ちで皆さんからお話をお伺いしています。
★秘密は厳守します。
★あなたの意思を尊重します。
★解決への道筋を一緒に探します。

日時

毎週月・火・木曜日、毎月第1・3・5金曜日
午前10時～午後4時(正午～1時を除く)

電話か窓口でお申し込みください

TEL 049・262・9025

今月からスタート! 初めての人はオンラインでも申し込みができます

女性のためのDV・総合相談を初めて受ける人を対象に、初回の相談予約のオンライン受付を始めます。相談方法は面談です。

なお、2回目以降は電話または窓口で申し込んでください。

予約枠 毎週木曜日午前11時～11時50分

申込方法 相談希望日の前日午後3時までに、ウェブフォームから申し込む

相談日当日 時間までに市民総合相談室(市役所本庁舎2階)へお越しください。

